

平成14年度における独占禁止法第4章関係届出等の動向

平成15年5月30日

公正取引委員会

第1 平成14年度における合併・分割・営業譲受け等の動向

1 届出受理件数

(1) 合併

合併の届出受理件数は、112件（すべて国内の会社同士の合併であった。）となっている。

(2) 分割

分割の届出受理件数は、21件（すべて国内の会社による分割であった。）となっている。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の届出受理件数は、197件（すべて国内の会社間の営業譲受け等であった。）となっている。

（注）1 合併、分割、営業譲受け等の届出は、いずれも一定規模を超える会社が当該行為を行う場合に義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。

2 分割届出（共同新設分割及び吸収分割）の制度については、平成12年5月の法改正により新設され、平成13年度から施行された。

2 態様別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を態様別にみると、合併については、すべてが吸収合併であり、新設合併はなかった。分割については、総数21件のうち、5件が共同新設分割、16件が吸収分割であった。また、営業譲受け等については、総数197件のうち、190件が営業譲受け、7件が営業上の固定資産の譲受けであった。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課

電話 03—3581—3719（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

3 総資産額別

合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を、合併については合併後、共同新設分割については新設後、吸収分割については承継後、営業譲受け等については行為後の総資産額別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

総資産１００億円以上５００億円未満の合併が４２件（全体の３７．５％）と最も多く、以下、１０００億円以上の合併が２９件（同２５．９％）、１０億円以上５０億円未満の合併が１５件（同１３．４％）と続いている（第１表）。

第１表 総資産額別合併届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上	合 計
１３	９ (7.1)	２０ (15.7)	６ (4.7)	５６ (44.1)	１２ (9.4)	２４ (18.9)	１２７ (100.0)
１４	１０ (8.9)	１５ (13.4)	６ (5.4)	４２ (37.5)	１０ (8.9)	２９ (25.9)	１１２ (100.0)

（注）１ 総資産は、合併後のものである。

２ 平成１０年の独占禁止法改正により、親子会社を含めた総資産合計額を届出対象の基準としているため、合併後の会社の単体総資産が１０億円以下となることがある。

第２表 総資産額別合併件数（平成１４年度）

消滅会社 存続会社	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上 ５０００億円未満	５０００億円以上	合 計
１０億円未満	１０	１	０	０	０	０	０	１１
１０億円以上 ５０億円未満	９	５	２	１	０	０	１	１８
５０億円以上 １００億円未満	２	３	３	２	０	０	０	１０
１００億円以上 ５００億円未満	１	１４	８	１６	０	０	０	３９
５００億円以上 １０００億円未満	０	２	２	３	３	１	０	１１
１０００億円以上 ５０００億円未満	０	３	０	３	３	３	１	１３
５０００億円以上	０	１	０	１	２	２	４	１０
合 計	２２	２９	１５	２６	８	６	６	１１２

（注）３社以上の合併、すなわち消滅会社が２社以上である場合には、総資産が最も多い消滅会社を基準とした。

(2) 分割

ア 共同新設分割

総資産 1 0 0 0 億円以上の共同新設分割が 3 件（全体の 6 0 . 0 %）であり、1 0 0 億円以上 5 0 0 億円未満の共同新設分割が 2 件（同 4 0 . 0 %）となっている（第 3 表）。

第 3 表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	1 0 億円未満	1 0 億円以上 5 0 億円未満	5 0 億円以上 1 0 0 億円未満	1 0 0 億円以上 5 0 0 億円未満	5 0 0 億円以上 1 0 0 0 億円未満	1 0 0 0 億円以上	合 計
1 3	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	5 (100.0)
1 4	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	3 (60.0)	5 (100.0)

（注） 1 総資産は、共同新設分割後の新設会社のものである。

2 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、共同新設分割後の新設会社の単体総資産が 1 0 億円以下となることがある。

第 4 表 総資産額別共同新設分割件数（平成 1 4 年度）

承継会社 2 承継会社 1	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合 計
10 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
10 億円以上 50 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
50 億円以上 100 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
100 億円以上 500 億円未満	0	0	1	0	0	0	0	1
500 億円以上 1000 億円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1000 億円以上 5000 億円未満	0	0	0	1	0	0	0	1
5000 億円以上	0	0	0	0	0	0	3	3
合 計	0	0	1	1	0	0	3	5

（注） 承継会社（分割によりその営業の全部又は重要部分を承継させようとする会社。以下同じ。）

のうち、総資産額が最も多いものを承継会社 1，その次に多いものを承継会社 2 とした。

イ 吸収分割

総資産１００億円以上５００億円未満の吸収分割が５件（全体の３１．３％）と最も多く、以下、５００億円以上１０００億円未満と１０００億円以上の吸収分割がそれぞれ３件（同１８．８％）となっている（第５表）。

第５表 総資産額別吸収分割届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上	合 計
１３	１ (6.7)	２ (13.3)	０ (0.0)	４ (26.7)	３ (20.0)	５ (33.3)	１５ (100.0)
１４	１ (6.3)	２ (12.5)	２ (12.5)	５ (31.3)	３ (18.8)	３ (18.8)	１６ (100.0)

（注）１ 総資産は、吸収分割後の被承継会社のものである。

２ 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、吸収分割後の被承継会社の単体総資産が１０億円以下となることがある。

第６表 総資産額別吸収分割件数（平成１４年度）

承継会社 被承継会社	１０億円未満	１０億円以上 ５０億円未満	５０億円以上 １００億円未満	１００億円以上 ５００億円未満	５００億円以上 １０００億円未満	１０００億円以上 ５０００億円未満	５０００億円以上	合 計
１０億円未満	０	１	０	０	０	０	１	２
１０億円以上 ５０億円未満	０	０	１	１	１	２	０	５
５０億円以上 １００億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
１００億円以上 ５００億円未満	０	１	０	０	０	０	６	７
５００億円以上 １０００億円未満	０	０	０	１	１	０	０	２
１０００億円以上 ５０００億円未満	０	０	０	０	０	０	０	０
５０００億円以上	０	０	０	０	０	０	０	０
合 計	０	２	１	２	２	２	７	１６

（注）２社以上からの吸収分割、すなわち承継会社が２社以上である場合には、総資産が最も多い承継会社を基準とした。

(3) 営業譲受け等

総資産 100 億円以上 500 億円未満の営業譲受け等が 65 件（全体の 33.0%）と最も多く、以下、1000 億円以上の営業譲受け等が 48 件（同 24.4%）、10 億円以上 50 億円未満の営業譲受け等が 32 件（同 16.2%）と続いている（第 7 表）。

第 7 表 総資産額別営業譲受け等届出受理件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上	合 計
13	31 (15.9)	29 (14.9)	10 (5.1)	52 (26.7)	14 (7.2)	59 (30.3)	195 (100.0)
14	31 (15.7)	32 (16.2)	9 (4.6)	65 (33.0)	12 (6.1)	48 (24.4)	197 (100.0)

（注） 1 総資産は、営業譲受け等行為後の譲受け等会社のものである。

2 合併等の届出基準と同様に親子会社を含めた総資産合計額等を届出対象の基準としているため、営業譲受け等の行為後の譲受け等会社の単体総資産が 10 億円以下となることがある。

第 8 表 総資産額別営業譲受け等件数（平成 14 年度）

譲渡等会社 譲受け等会社	10 億円未満	10 億円以上 50 億円未満	50 億円以上 100 億円未満	100 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合 計
10 億円未満	8	15	13	8	2	8	3	57
10 億円以上 50 億円未満	4	2	4	5	1	1	2	19
50 億円以上 100 億円未満	0	2	2	1	1	0	1	7
100 億円以上 500 億円未満	0	23	8	6	2	14	6	59
500 億円以上 1000 億円未満	1	4	1	3	0	2	1	12
1000 億円以上 5000 億円未満	1	2	2	5	2	7	1	20
5000 億円以上	0	2	3	6	2	4	6	23
合 計	14	50	33	34	10	36	20	197

（注） 2 社以上からの営業譲受け等、すなわち営業譲渡等会社が 2 社以上である場合には、総資産

が最も多い営業譲渡等会社を基準とした。

4 業種別

平成14年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併届出受理件数を業種別にみると、卸・小売業が26件(全体の23.2%)、製造業が25件(同22.3%)と多く、以下、サービス業が22件(同19.6%)、金融・保険業が16件(同14.3%)と続いている(第9表)。

製造業の中では、機械業が8件、化学・石油・石炭業が5件と多くなっている。

第9表 業種別合併届出受理件数の推移

(単位：件，()内は%)

業種別	年度	13	14
農 林 ・ 水 産 業		0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業		0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業		5 (3.9)	6 (5.4)
製 造 業		23 (18.1)	25 (22.3)
食 料 品		2 (1.6)	0 (0.0)
織 維		0 (0.0)	0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品		0 (0.0)	1 (0.9)
紙 ・ パ ル プ		0 (0.0)	3 (2.7)
出 版 ・ 印 刷		2 (1.6)	0 (0.0)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		5 (3.9)	5 (4.5)
ゴ ム ・ 皮 革		1 (0.8)	1 (0.9)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.0)	0 (0.0)
鉄 鋼		1 (0.8)	3 (2.7)
非 鉄 金 属		2 (1.6)	1 (0.9)
金 属 製 品		3 (2.4)	2 (1.8)
機 械		6 (4.6)	8 (7.1)
そ の 他 製 造 業		1 (0.8)	1 (0.9)
卸 ・ 小 売 業		32 (25.2)	26 (23.2)
不 動 産 業		8 (6.3)	5 (4.5)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		10 (7.9)	8 (7.1)
サ ー ビ ス 業		25 (19.7)	22 (19.6)
金 融 ・ 保 険 業		21 (16.5)	16 (14.3)
電 気 ・ ガ ス 業		1 (0.8)	1 (0.9)
そ の 他		2 (1.6)	3 (2.7)
合 計		127 (100.0)	112 (100.0)

(注) 1 業種は、新設会社及び存続会社の業種によった。

2 「その他」は、新設会社及び存続会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成14年度の合併届出受理件数のうち、行為後総資産が1000億円以上の届出は、29件となっており、業種別にみると、金融・保険業が11件と最も多くなっている。

合併後総資産1000億円以上の合併届出の業種別受理件数
(単位：件, () 内は%)

業種別 \ 年度	13	14
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	0 (0.0)	2 (6.9)
製造業	4 (16.7)	8 (27.6)
食品	0 (0.0)	0 (0.0)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	1 (3.4)
出版・印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	1 (4.2)	2 (6.9)
ゴム・皮革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯業・土石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属	0 (0.0)	1 (3.4)
金属製品	2 (8.3)	0 (0.0)
機械	1 (4.2)	4 (13.8)
その他製造業	0 (0.0)	0 (0.0)
卸・小売業	4 (16.7)	4 (13.8)
不動産業	2 (8.3)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	2 (6.9)
サービス業	2 (8.3)	1 (3.4)
金融・保険業	12 (50.0)	11 (37.9)
電気・ガス業	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	0 (0.0)	1 (3.4)
合計	24 (100.0)	29 (100.0)

(2) 分割

ア 共同新設分割

共同新設分割届出受理件数を業種別にみると、製造業が4件（全体の80.0%）、卸・小売業が1件（同20.0%）となっている（第10表）。

製造業の中では、機械業が2件、食料品業、鉄鋼業がそれぞれ1件となっている。

第10表 業種別共同新設分割届出受理件数
（単位：件，（ ）内は%）

業種別	年度	13	14
農林・水産業		0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業		0 (0.0)	0 (0.0)
建設業		0 (0.0)	0 (0.0)
製造業		4 (80.0)	4 (80.0)
食料品		0 (0.0)	1 (20.0)
繊維		0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品		0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ		0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷		0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭		2 (40.0)	0 (0.0)
ゴム・皮革		0 (0.0)	0 (0.0)
窯業・土石		0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼		0 (0.0)	1 (20.0)
非鉄金属		0 (0.0)	0 (0.0)
金属製品		0 (0.0)	0 (0.0)
機械		2 (40.0)	2 (40.0)
その他製造業		0 (0.0)	0 (0.0)
卸・小売業		1 (20.0)	1 (20.0)
不動産業		0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業		0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業		0 (0.0)	0 (0.0)
金融・保険業		0 (0.0)	0 (0.0)
電気・ガス業		0 (0.0)	0 (0.0)
その他		0 (0.0)	0 (0.0)
合計		5 (100.0)	5 (100.0)

（注）業種は、新設会社の業種によった。

(参考)

平成14年度の共同新設分割届出受理件数のうち、新設会社の総資産が1000億円以上の届出は、3件となっており、業種別にみると、製造業が2件となっている。

新設後総資産1000億円以上の共同新設分割届出の業種別受理件数
(単位：件，()内は%)

業種別 \ 年度	13	14
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	1 (50.0)	2 (66.7)
食料品	0 (0.0)	1 (33.3)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	0 (0.0)	0 (0.0)
ゴム・皮革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯業・土石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属	0 (0.0)	0 (0.0)
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)
機械	1 (50.0)	1 (33.3)
その他製造業	0 (0.0)	0 (0.0)
卸・小売業	1 (50.0)	1 (33.3)
不動産業	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	0 (0.0)	0 (0.0)
金融・保険業	0 (0.0)	0 (0.0)
電気・ガス業	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	2 (100.0)	3 (100.0)

イ 吸収分割

吸収分割届出受理件数を業種別にみると、製造業が１１件（全体の６８．８％）と多く、以下、建設業が２件（同１２．５％）、卸・小売業、運輸・通信・倉庫業、サービス業がそれぞれ１件（同６．３％）となっている（第１１表）。

製造業の中では、化学・石油・石炭業、機械業がそれぞれ５件、非鉄金属業が１件となっている。

第１１表 業種別吸収分割届出受理件数
（単位：件、（ ）内は％）

業種別	年度	13	14
農 林 ・ 水 産 業		0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業		0 (0.0)	0 (0.0)
建 設 業		1 (6.7)	2 (12.5)
製 造 業		2 (13.3)	11 (68.8)
食 料 品		0 (0.0)	0 (0.0)
織 維		0 (0.0)	0 (0.0)
木 材 ・ 木 製 品		0 (0.0)	0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ		0 (0.0)	0 (0.0)
出 版 ・ 印 刷		0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭		0 (0.0)	5 (31.3)
ゴ ム ・ 皮 革		0 (0.0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石		0 (0.0)	0 (0.0)
鉄 鋼		0 (0.0)	0 (0.0)
非 鉄 金 属		0 (0.0)	1 (6.3)
金 属 製 品		0 (0.0)	0 (0.0)
機 械		2 (13.3)	5 (31.3)
そ の 他 製 造 業		0 (0.0)	0 (0.0)
卸 ・ 小 売 業		2 (13.3)	1 (6.3)
不 動 産 業		2 (13.3)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業		4 (26.7)	1 (6.3)
サ ー ビ ス 業		0 (0.0)	1 (6.3)
金 融 ・ 保 険 業		4 (26.7)	0 (0.0)
電 気 ・ ガ ス 業		0 (0.0)	0 (0.0)
そ の 他		0 (0.0)	0 (0.0)
合 計		15 (100.0)	16 (100.0)

（注）業種は、被承継会社の業種によった。

(参考)

平成14年度の吸収分割届出受理件数のうち、被承継会社の総資産が1000億円以上の届出は3件となっており、業種別にみると、すべて製造業となっている。

承継後総資産1000億円以上の吸収分割届出の業種別受理件数
(単位：件，()内は%)

業種別 \ 年度	13	14
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	0 (0.0)	0 (0.0)
製造業	1 (20.0)	3 (100.0)
食料品	0 (0.0)	0 (0.0)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	0 (0.0)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	0 (0.0)
出版・印刷	0 (0.0)	0 (0.0)
化学・石油・石炭	0 (0.0)	1 (33.3)
ゴム・皮革	0 (0.0)	0 (0.0)
窯業・土石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属	0 (0.0)	0 (0.0)
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)
機械	1 (20.0)	2 (66.7)
その他製造業	0 (0.0)	0 (0.0)
卸・小売業	1 (20.0)	0 (0.0)
不動産業	0 (0.0)	0 (0.0)
運輸・通信・倉庫業	0 (0.0)	0 (0.0)
サービス業	0 (0.0)	0 (0.0)
金融・保険業	3 (60.0)	0 (0.0)
電気・ガス業	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	5 (100.0)	3 (100.0)

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等届出受理件数を業種別にみると、製造業が65件（全体の33.0%）、卸・小売業が55件（同27.9%）と多く、以下、サービス業が30件（同15.2%）、金融・保険業が11件（同5.6%）と続いている（第12表）。

製造業の中では、機械業が22件、化学・石油・石炭業が20件と多くなっている。

第12表 業種別営業譲受け等届出受理件数の推移
（単位：件、（ ）内は％）

業種別	13	14
農 林 ・ 水 産 業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱 業	0 (0.0)	1 (0.5)
建 設 業	4 (2.1)	6 (3.0)
製 造 業	53 (27.2)	65 (33.0)
食 料 品	6 (3.1)	10 (5.1)
織 維	0 (0.0)	1 (0.5)
木 材 ・ 木 製 品	1 (0.5)	0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ	1 (0.5)	2 (1.0)
出 版 ・ 印 刷	1 (0.5)	1 (0.5)
化学・石油・石炭	13 (6.7)	20 (10.2)
ゴ ム ・ 皮 革	2 (1.0)	0 (0.0)
窯 業 ・ 土 石	2 (1.0)	0 (0.0)
鉄 鋼	1 (0.5)	2 (1.0)
非 鉄 金 属	3 (1.6)	2 (1.0)
金 属 製 品	1 (0.5)	0 (0.0)
機 械	21 (10.8)	22 (11.2)
そ の 他 製 造 業	1 (0.5)	5 (2.5)
卸 ・ 小 売 業	58 (29.7)	55 (27.9)
不 動 産 業	3 (1.5)	1 (0.5)
運輸・通信・倉庫業	10 (5.1)	8 (4.1)
サ ー ビ ス 業	30 (15.4)	30 (15.2)
金 融 ・ 保 険 業	15 (7.7)	11 (5.6)
電 気 ・ ガ ス 業	0 (0.0)	3 (1.5)
そ の 他	22 (11.3)	17 (8.6)
合 計	195 (100.0)	197 (100.0)

(注) 1 業種は、営業譲受け等会社の業種によった。

2 「その他」は、営業譲受け等会社が未営業又は休業中の場合である。

(参考)

平成14年度の営業譲受け等の届出受理件数のうち、行為後総資産が1000億円以上の届出は、48件となっており、業種別にみると、製造業が15件と最も多くなっている。

行為後総資産1000億円以上の営業譲受け等届出の業種別受理件数
(単位：件，()内は%)

業種別 \ 年度	13	14
農林・水産業	0 (0.0)	0 (0.0)
鉱業	0 (0.0)	0 (0.0)
建設業	1 (1.7)	1 (2.1)
製造業	17 (28.3)	15 (31.3)
食料品	1 (1.6)	4 (8.3)
繊維	0 (0.0)	0 (0.0)
木材・木製品	1 (1.6)	0 (0.0)
紙・パルプ	0 (0.0)	1 (2.1)
出版・印刷	0 (0.0)	1 (2.1)
化学・石油・石炭	4 (6.7)	4 (8.3)
ゴム・皮革	1 (1.6)	0 (0.0)
窯業・土石	0 (0.0)	0 (0.0)
鉄鋼	0 (0.0)	0 (0.0)
非鉄金属	0 (0.0)	1 (2.1)
金属製品	0 (0.0)	0 (0.0)
機械	10 (16.7)	2 (4.2)
その他製造業	0 (0.0)	2 (4.2)
卸・小売業	12 (20.0)	12 (25.0)
不動産業	2 (3.3)	1 (2.1)
運輸・通信・倉庫業	4 (6.7)	2 (4.2)
サービス業	10 (14.3)	8 (16.7)
金融・保険業	12 (20.0)	8 (16.7)
電気・ガス業	0 (0.0)	1 (2.1)
その他	1 (1.7)	0 (0.0)
合計	59 (100.0)	48 (100.0)

5 形態別

平成14年度の合併・分割・営業譲受け等の届出受理件数を形態別にみると、次のとおりである。

(1) 合併

合併の形態別件数（消滅会社数でみた件数）は、181件であり、そのうち、水平関係が107件（全体の59.1%）で最も多く、以下、混合関係64件（同35.4%）、垂直関係10件（同5.5%）と続いている（第13表）。

（注） 消滅会社でみた件数とは、例えば、3社合併の場合は2社合併が2回行われたものとして集計した件数である。

第13表 消滅会社数でみた合併の形態別状況

（単位：件，（ ）内は％）

形態 年度	水平関係	垂直関係	混合関係				その他関係	合 計
			地域拡大	商品拡大	純粋	小計		
13	126 (64.3)	16 (8.2)	11 (5.6)	28 (14.3)	15 (7.6)	54 (27.5)	0 (0.0)	196 (100.0)
14	107 (59.1)	10 (5.5)	21 (11.6)	18 (9.9)	25 (13.8)	64 (35.4)	0 (0.0)	181 (100.0)

（注） 合併等の形態の分類は、次のとおりである。

- 1 水平：当事会社が同一市場において同種の商品又は役務を供給している場合
- 2 垂直：当事会社が購入者、供給者の関係を有している場合
- 3 混合：水平・垂直以外のすべての場合

地域拡大：同種の商品又は役務を異なる地域市場へ供給している会社間の合併、分割又は営業譲受け等

商品拡大：生産面又は販売面での関連はあるが、直接には競争関係にない商品又は役務を供給している会社間の合併、分割又は営業譲受け等

純 粋：事業的關係がない会社間の合併、分割又は営業譲受け等

4 その他

組織変更：専ら合名会社、合資会社若しくは有限会社の組織を株式会社に変更し、又は株式会社の組織を有限会社に変更する目的で行う合併、分割又は営業譲受け等

(2) 分割

ア 共同新設分割

共同新設分割の形態別件数(届出会社数でみた件数)は、6件であり、そのうち、水平関係が5件(全体の83.3%)で最も多く、他は垂直関係が1件(同16.7%)のみとなっている(第14表)。

(注) 届出会社数でみた件数とは、例えば、届出会社が3社ある場合は、2社の分割が2回行われたものとして集計した件数である。

第14表 届出会社数でみた共同新設分割の形態別状況

(単位：件，()内は%)

年度 \ 形態	水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
13	5 (71.4)	2 (28.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
14	5 (83.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (100.0)

(注) 分割の形態は、当事会社の分割対象部分の関係をみており、その分類は、第13表の(注)と同じである。

イ 吸収分割

吸収分割の形態別件数(届出会社数でみた件数)は、18件であり、そのうち、水平関係が7件(全体の38.9%)で最も多く、以下、垂直関係が6件(同33.3%)、混合関係が5件(同27.8%)となっている(第15表)。

(注) 届出会社数でみた件数とは、例えば、届出会社が3社ある場合は、2社の分割が2回行われたものとして集計した件数である。

第15表 届出会社数でみた吸収分割の形態別状況

(単位：件，()内は%)

年度 \ 形態	水平 関係	垂直 関係	混合関係				その他 関係	合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
13	25 (83.3)	1 (3.3)	4 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (13.3)	0 (0.0)	30 (100.0)
14	7 (38.9)	6 (33.3)	0 (0.0)	1 (5.6)	4 (22.2)	5 (27.8)	0 (0.0)	18 (100.0)

(注) 分割の形態は、当事会社の分割対象部分の関係をみており、その分類は、第13表の(注)と同じである。

(3) 営業譲受け等

営業譲受け等の形態別件数（譲渡等会社数でみた件数）は、１９８件であり、そのうち、水平関係が１４５件（全体の７３．２％）で最も多く、以下、混合関係３７件（同１８．７％）、垂直関係１６件（同８．１％）と続いている（第１６表）。

（注） 譲渡等会社数でみた件数とは、例えば、２社からの営業譲受け等の場合は営業譲受け等が２回行われたものとして集計した件数である。

第１６表 譲渡等会社数でみた営業譲受け等の形態別状況

（単位：件，（ ）内は％）

形態 年度	水平関係	垂直関係	混合関係				その他関係	合 計
			地域拡大	商品拡大	純粹	小計		
１３	１３８ (69.3)	１５ (7.5)	１６ (8.0)	１３ (6.5)	１７ (8.5)	４６ (23.1)	０ (0.0)	１９９ (100.0)
１４	１４５ (73.2)	１６ (8.1)	７ (3.5)	１７ (8.6)	１３ (6.6)	３７ (18.7)	０ (0.0)	１９８ (100.0)

（注） 営業譲受け等の形態の分類は、第１３表の（注）と同じである。

第2 平成14年度における株式保有の動向

1 会社の株式所有報告書提出件数

平成14年度において、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき提出された株式所有報告書の提出件数（注）は、899件となっている。また、株式所有報告書の提出件数のうち、外国会社によるものは、48件であった。

（注） 株式所有報告の対象範囲は以下のア～ウいずれの要件にも該当する場合である。

ア 株式を所有する会社の総資産額が20億円を超え、かつ、自社、親会社及び子会社の総資産の合計額が100億円を超えること

イ 株式を所有される会社（株式発行会社）が、国内の会社の場合には総資産額、国外の会社の場合には国内売上高が10億円を超えること

ウ 株式発行会社の株式を、その議決権保有割合でみて、10%、25%又は50%を超えて保有することとなること

2 総資産額別

平成14年度の国内会社の株式所有報告書の提出件数を総資産額別にみると、次のとおりである（第17表）。

第17表 総資産額別国内会社株式所有報告書提出件数

（単位：件，（ ）内は％）

総資産 年度	20億円超 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合 計	外国会社に よるもの
13	16 (1.9)	29 (3.4)	199 (23.5)	74 (8.7)	529 (62.5)	847 (100.0)	51
14	3 (0.4)	8 (0.9)	147 (17.3)	73 (8.6)	620 (72.9)	851 (100.0)	48

（注） 総資産は、提出会社（株式所有前）の総資産である。

(参考)

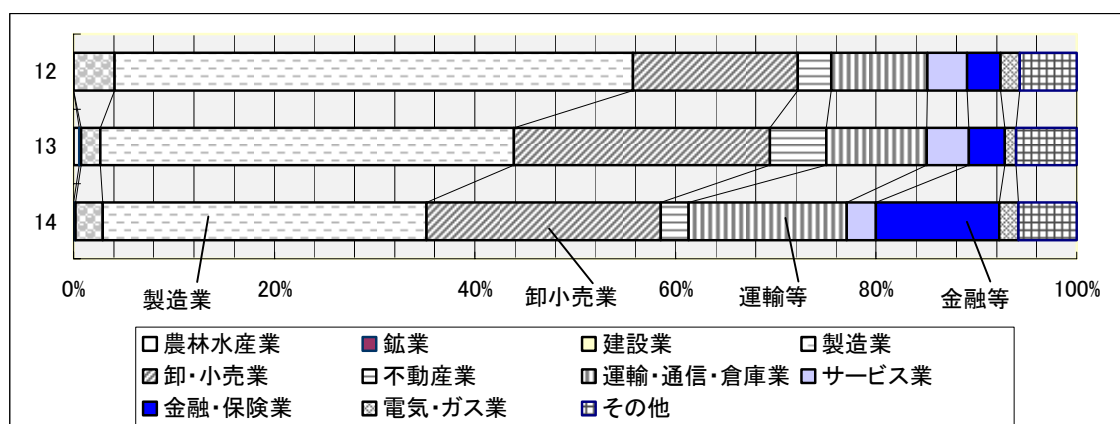
平成１４年度において提出された株式所有報告書の提出件数のうち、総資産１０００億円以上の報告書は６２０件となっており、業種別にみると、製造業が２００件と最も多くなっている。平成１２年度からの推移をみると、製造業の占める割合が高い点は変わらないものの、その割合は低下傾向にあり、これに対して、卸・小売業や運輸・通信・倉庫業といった業種の割合が増加している（第１８表）。

総資産１０００億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数
(単位：件，（ ）内は％)

業種別	年度	13	14
農 林 ・ 水 産 業		3 (0.6)	0 (0.0)
鉱 業		1 (0.2)	1 (0.2)
建 設 業		10 (1.9)	17 (2.7)
製 造 業		218 (41.2)	200 (32.3)
食 料 品		13 (2.5)	16 (2.6)
織 維		0 (0.0)	5 (0.8)
木 材 ・ 木 製 品		5 (0.9)	0 (0.0)
紙 ・ パ ル プ		13 (2.4)	14 (2.3)
出 版 ・ 印 刷		2 (0.4)	4 (0.6)
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭		45 (8.5)	23 (3.7)
ゴ ム ・ 皮 革		0 (0.0)	1 (0.2)
窯 業 ・ 土 石		7 (1.3)	3 (0.5)
鉄 鋼		12 (2.3)	10 (1.6)
非 鉄 金 属		4 (0.8)	3 (0.5)
金 属 製 品		2 (0.4)	2 (0.3)
機 械		97 (18.3)	110 (17.7)
そ の 他 製 造 業		18 (3.4)	9 (1.5)
卸 ・ 小 売 業		135 (25.5)	145 (23.4)
不 動 産 業		30 (5.7)	17 (2.7)
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業		53 (10.0)	98 (15.8)
サ ー ビ ス 業		22 (4.2)	18 (2.9)
金 融 ・ 保 険 業		19 (3.6)	76 (12.3)
電 気 ・ ガ ス 業		6 (1.1)	12 (1.9)
そ の 他		32 (6.0)	36 (5.8)
合 計		529 (100.0)	620 (100.0)

(注) 金融・保険業の提出件数の増加については、平成１４年改正（平成１４年１１月２８日施行）により、独占禁止法第１１条の規制対象が、①金融会社（銀行、保険会社、証券会社、信託会社、無尽会社）から銀行又は保険会社に変わり、②銀行又は保険会社による金融関連会社（銀行又は保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社）の議決権保有が規制対象から除外されたことがその要因となっているものと考えられる。

第 18 表 総資産 1000 億円以上の株式所有報告書の業種別提出件数の割合の推移（平成 12 年度から平成 14 年度）



（議決権保有割合別）

平成 14 年度において提出された株式所有報告書の提出件数のうち、総資産 1000 億円以上の報告書を議決権保有割合の増加割合別にみると、次のとおりである（第 19 表）。

50%を超えて取得した場合が 358 件（57.7%）と最も多く、子会社化を図るための株式取得が多くなっている。

第 19 表 総資産 1000 億円以上の議決権保有割合別国内会社の株式所有報告書提出件数

（単位：件，（ ）内は％）

議決権保有割合 年度	10%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超	合 計
13	126 (23.8)	92 (17.4)	311 (58.8)	529 (100.0)
14	140 (22.6)	122 (19.7)	358 (57.7)	620 (100.0)

第3 平成14年度における持株会社設立等の動向

平成14年度において、独占禁止法第9条の規定（注）に基づき提出された事業報告書の件数は16件であった（第21表）。また、設立届出書の件数は7件であった（第22表）。

（注）平成14年改正（平成14年11月28日施行）により、独占禁止法第9条の規制対象が持株会社から会社に変更されたほか、①持株会社、②金融会社（銀行業、保険業又は証券業を営む会社（持株会社を除く。））、③一般事業会社（①及び②以外の会社）の区分により、当該会社及びその子会社に係る総資産基準額が設けられ、この基準に該当する会社は事業内容の報告・設立の届出を義務付けられた。

第20表 独占禁止法第9条の規定に基づく報告・届出会社の総資産規模別・会社態様別件数

会社態様別 総資産規模別	持株会社（総資産 基準額6000億 円）…法第9条 第5項第1号	金融会社（総資産 基準額8兆円）… 法第9条第5項 第2号	一般事業会社（総 資産基準額2兆 円）…法第9条 第5項第3号	計
8兆円以上	8	0	0	8
5兆円以上8兆円 未満	2	—	0	2
2兆円以上5兆円 未満	8	—	2	10
1兆円以上2兆円 未満	1	—	—	1
6000億円 以上1兆円未満	1	—	—	1
計	20	0	2	22

（注）報告・届出件数は23件であるが、会社数は22社である。報告・届出のあった22社のうち、持株会社は20社、一般事業会社は2社となっている。

なお、持株会社20社のうち、13社については株式移転方式により競争事業者等がいわゆる共同持株会社を設立したものであった。他の7社については、株式移転方式や分社化等により、企業グループの組織変更の手段として持株会社を設立したとみられるものであった。

第 2 1 表 独占禁止法第 9 条第 5 項（注）の規定に基づく報告書提出会社

会社名
(株)札幌北洋ホールディングス
(株)もみじホールディングス
(株)日興コーディアルグループ
(株)日本ユニパックホールディング
(株)大和銀ホールディングス
(株)三菱東京フィナンシャル・グループ
(株)ユーエフジェイホールディングス
タワー・エス・エイ
(株)みずほホールディングス
アクサ保険ホールディング(株)
日本電信電話(株)
(有)アイ・ビー・エム・エイ・ピー・ホールディングス
三井トラスト・ホールディングス(株)
ファイザー・インベストメント・キャピタル・リミテッド
* アイ・ビー・エム・ワールド・トレード・コーポレーション
* キヤノン(株)

（注） 1 * は、平成 1 4 年改正後の規定に基づく報告があったものである。

2 旧法では独占禁止法第 9 条第 6 項に該当する。

第 2 2 表 独占禁止法第 9 条第 6 項（注）に基づく届出会社

会社名
(株)ミレアホールディングス
(株)九州親和ホールディングス
ファイザー・インベストメント・キャピタル・リミテッド
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)
新日鉱ホールディングス(株)
(株)日本航空システム
(株)三井住友フィナンシャルグループ

（注）旧法では独占禁止法第 9 条第 7 項に該当する。

[参考]

認可及び承認の動向

1 大規模会社の株式保有

平成14年度において、独占禁止法第9条の2第1項第7号の規定により認可したもの及び同項第11号の規定により承認したものは、いずれもなかった。

なお、法第9条の2は平成14年改正（平成14年11月28日施行）により廃止された。

2 金融会社の議決権保有

平成14年度において、独占禁止法第11条の規定により認可した金融会社（注）の議決権保有件数は131件であり、そのうち、同条第1項ただし書の規定に基づくものは114件（銀行に係るもの77件、証券会社に係るもの15件、保険会社に係るもの22件）、同条第2項の規定に基づくものは17件（銀行に係るもの17件）であった。

また、同条第1項ただし書の規定に基づく認可件数のうち、外国会社に係るものは7件であったが、同条第2項の規定に基づく認可については、外国会社に係るものはなかった。

（注）平成14年の法改正により、独占禁止法第11条の規制対象が、①金融会社（銀行、保険会社、証券会社、信託会社、無尽会社）から銀行又は保険会社になり、②銀行又は保険会社による金融関連会社（銀行又は保険会社その他公正取引委員会規則で定める会社）の議決権保有が規制対象から除外されたことから、平成14年11月28日以降の認可件数については、改正後の規定に基づく件数である。

独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数

年度 業種別	13	14
銀行	247	94
証券	35	15
保険	63	22
計	351	131

（注）独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数の減少については、前記（注）の法改正がその一因になっているものと考えられる。

資料 企業結合関係の届出件数の推移

年 度	法第9条の事業 報告書	法第9条の設立 届出書	株式所有報告 書	会社以外の者 の株式所有報告 書	合併届出受 理	分割届出受 理	営業譲受け 等届出受理
昭和22			(2)	(0)	(23)		(22)
23			(31)	(0)	(309)		(192)
24			(13)	(0)	(123)		(53)
			2,373	0	448		143
25			3,840	0	420		207
26			4,546	0	331		182
27			4,795	0	385		124
28			3,863	0	344		126
29			2,827	0	325		167
30			3,033	0	338		143
31			3,080	0	381		209
32			3,069	0	398		140
33			3,316	0	381		118
34			3,170	0	413		139
35			2,991	0	440		144
36			3,211	1	591		162
37			3,231	0	715		193
38			3,844	0	997		223
39			3,921	4	864		195
40			4,534	1	894		202
41			4,325	0	871		264
42			4,075	2	995		299
43			4,069	3	1,020		354
44			4,907	0	1,163		391
45			4,247	2	1,147		413
46			5,832	0	1,178		449
47			5,841	1	1,184		452
48			6,002	0	1,028		443
49			5,738	0	995		420
50			5,108	9	957		429
51			5,229	6	941		511
52			5,085	1	1,011		646
53			5,372	0	898		595
54			5,359	0	871		611
55			5,759	2	961		680
56			5,505	1	1,044		771
57			6,167	1	1,040		815
58			6,033	4	1,020		702
59			6,604	2	1,096		790
60			6,640	6	1,113		807
61			7,202	1	1,147		936
62			7,573	1	1,215		1,084
63			6,351	0	1,336		1,028
平成元			8,193	0	1,450		988
2			8,075	0	1,751		1,050
3			8,034	2	2,091		1,266
4			8,776	0	2,002		1,079
5			8,036	3	1,917		1,153
6			8,954	18	2,000		1,255
7			8,281	1	2,520		1,467
8			9,379	0	2,271		1,476
9	0	0	8,615	7	2,174		1,546
10	2	0	7,518	0	1,514		1,176
11	1	1	1,029		151		179
12	5	1	804		170		213
13	7	7	898		127	20	195
14	16	7	899		112	21	197

(注) 1 () 内は認可件数である。

- 2 法第9条の事業報告書の提出及び設立の届出は、平成9年の法改正により新設されたものであり、それ以前の件数はない。なお、平成9年の法改正（平成9年12月17日施行）から平成14年の法改正（平成14年11月28日施行）までは持株会社の事業報告書及び設立の届出であり、平成14年の法改正以後は一定の総資産額基準を超えた会社の事業報告書及び設立の届出である。
- 3 株式所有報告書の据切り要件（総資産額）は以下のとおり改正されている。

年度	据切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超
平成10	100億円超

- 4 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額10億円を超える会社がある場合、外国会社同士の合併については当事会社の中に国内売上高が100億円を超える会社と国内売上高10億円を超える会社がある場合に届け出なければならないこととされた。
- 5 分割の届出は、平成13年に新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。
- 6 平成10年改正前の独占禁止法では、会社が営業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、すべてあらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないこととされていたが、改正後は、総資産合計額が100億円を超える会社が、(1)総資産額10億円超の国内会社の営業の全部を譲り受ける場合、(2)国内の会社から対象部分の売上高が10億円超の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合、(3)国内売上高10億円超の外国会社の営業の全部を譲り受ける場合、(4)対象部分に係る国内売上高が10億円超の外国会社の営業の重要部分又は固定資産の全部若しくは重要部分を譲り受ける場合に届け出なければならないこととされた。